不利益処分の処分基準 個票

部課等名 福祉部高齢福祉課 番号 1

不利益処分の内容		老人ホームへの入所措置の廃止
根拠法令及び条項		老人福祉法第12条
	関係条項	第11条
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合は その理由)	第11条関係 老人ホームへの入所措置等の指針について(平成18年3月31日老発第0331028号厚生労働省老健局長通知)別添老人ホームへの入所措置等の指針第7の3 措置の廃止 老人ホームの入所又は養護受託者への委託の措置は、当該措置を受けている老人が次のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を廃止するものとする。 (1) 措置の基準に適合しなくなった場合 (2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3箇月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3箇月を超えるに至った場合 (3) 養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合 (4) 特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合
	参 考 事 項	(行政手続法の適用除外) 老人福祉法第12条(措置の解除に係る説明等)において、行 政手続法の規定特例となる事前手続きが規定され、老人福祉法第 12条2(行政手続法の適用除外)により行政手続法第3章(不 利益処分)の規定は、適用しない。 ただし、行政手続法第12条(処分の基準)及び行政手続法第 14条(不利益処分の理由の提示)については、適用する。
	設定等年月日	平成9年10月1日設定(令和5年4月1日最終変更)